

ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰実施要綱

(目的)

第1条 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの働き方・休み方の見直し等により、すべての労働者が仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）を図ることができる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、これについて優れた成果が認められる事業所について、その功績を称えるとともに、これを広く県民に周知することにより、働きやすい職場環境整備の促進及びワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 次のとおり知事賞及び商工労働部長賞を授与する。

(1) 知事賞

商工労働部長賞の要件を満たす事業所のうち、最も優れていると認められる事業所に知事賞を授与する。

(2) 商工労働部長賞

次世代育成対策支援推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、仕事と生活が両立できる様々な制度を設ける等、多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい職場環境を整備し、かつ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方・休み方の見直しを行い、その成果が認められる事業所に商工労働部長賞を授与する。

(対象)

第3条 知事賞及び商工労働部長賞の対象は、県内に本社又は本店を有する法人その他団体（国・地方公共団体を除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす事業所とする。

(1) 一般事業主行動計画を策定し、香川労働局に届け出ていること。

(2) 子育て行動計画策定企業認証マークを取得していること。ただし、常時雇用する労働者数が101人以上の事業所については、別添の「子育て行動計画策定企業認証マーク取得と同程度の取組み」を行っていること。

(3) 応募事業年度から起算して過去3事業年度の間において、労働関係法令等に関し、重大な違反がないことその他社会通念上受賞するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(4) 応募事業年度から起算して過去3事業年度の間において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。

(5) 過去において、ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰知事賞を受賞していないこと。

(応募等)

第4条 この要綱に基づき、知事賞及び商工労働部長賞を受けようとする事業所は、別に定める応募用紙（様式1）、選考資料（様式2）及び参考資料を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により応募用紙の提出があった事業所に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求め

ることができるものとする。

3 知事賞及び商工労働部長賞の授与は、毎年1回、一定の期日を定めて行うものとする。

(審査基準)

第5条 審査基準は、別添のとおりとする。

(委員会の設置)

第6条 応募のあった事業所の中から、知事賞及び商工労働部長賞を授与する事業所を決定するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく知事賞及び商工労働部長賞の授与に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

2 子育て応援企業顕彰事業実施要綱(平成18年5月1日施行)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

2 ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰実施要綱（平成24年6月1日施行）の全部を改正する。

別添（第3条関係）

第3条中「子育て行動計画策定企業認証マーク取得と同程度の取組み」とは次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 一般事業主行動計画で規定した事項が、労働条件の変更を伴うものである場合、その項目について就業規則等に規定されていること
- (2) 一般事業主行動計画第二面・第三面「次世代育成支援対策の内容として定めた事項」について2つ以上の事項を定め、そのうち3分の2以上の項目について定量的な数値目標があること。

（第5条関係）

1. 審査基準は次のとおりとする。

- (1) 育児休業及び介護休業の取得状況
- (2) フレックスタイム制や短時間勤務制度等、柔軟な働き方に向けた取組み
- (3) 育児・介護休業法を上回る独自の制度の有無及び利用実績
- (4) 年次有給休暇の取得状況及び取得を促進する取組み
- (5) 半日・時間単位の年次有給休暇制度の有無及び利用実績
- (6) ワーク・ライフ・バランスを推進するための独自の特別休暇制度の有無及び利用実績
- (7) 所定時間外労働時間を削減するための取組み
- (8) 業務効率を改善するための取組み
- (9) 法定時間外労働が、企業全体で平均して労働者1人当たり年150時間未満であること又は年次有給休暇の取得率が、事業所全体で平均して50%以上であること
- (10) 地域社会への貢献及びその他ワーク・ライフ・バランスを推進するための独自の取組み

2. 評価方法は次のとおりとする。

- (1) 提出された応募書類等を参考に、1に掲げる審査基準について10段階で評価し、選考委員が評価した結果の合計点を各事業所の得点とする。なお、子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業については、選考委員が評価した結果の合計点に10点を加点し、得点とする。
- (2) 選考委員の評価の目安は次のとおりとする。
 - 10点：非常に優れている
 - 8点：優れている
 - 6点：やや優れている
 - 4点：やや劣っている
 - 2点：劣っている
 - 0点：制度、実績ともになし
- (3) 配点に審査会委員の数を乗じた点数の60%を商工労働部長賞の、70%を知事賞の基準点とする。

3. 受賞者の決定方法は次のとおりとする。

(1) 商工労働部長賞

商工労働部労働長賞の基準点以上の得点を有する事業所を、受賞要件を満たす事業所とし、そのうち、知事賞受賞者以外の事業所を商工労働部長賞の受賞者とする。

(2) 知事賞

商工労働部長賞の受賞要件を満たす事業所のうち、知事賞の基準点以上の得点を有し、かつ、その得点が最も高い1者を受賞者とする。

受賞要件を満たす事業所が2者以上あるときは、1位評価をした選考委員が最も多い事業所を受賞者とする。

受賞要件を満たす事業所が2者以上あり、かつ、1位評価をした選考委員が同数であるときは、選考委員の協議により受賞者を選定することとする。